

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件に基づき、特定処遇改善加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を以下に掲載致します。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは】

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは、平成29年12月8日閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」において示された、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」との方針をもとに、令和元年度の報酬改定において創設されたものです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること

職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること

賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

【見える化要件とは】

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件の「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を事業者のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することになっています。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得事業所】

放課後等デイサービス ラビットキッズ岐阜 加算Ⅰ

【キャリアパス要件について】

福祉・介護職員の職務内容を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び下記に関する具体的な計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保している。

【実現のための具体的な取り組み内容】

●キャリアパス要件Ⅱ

資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。

資格取得のための支援として、交通費の支給や研修日が休日の場合は出勤扱いとしている。

・研修機会の提供

定例研修：毎月1回のペースで行う。年間計画に沿って行う。

外部研修：外部の講師を招いての研修や外部で開催される研修への参加を促進する。

●キャリアパス要件Ⅲ

福祉・介護職員については、経験若しくは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。

【職場環境等要件について】

●資質の向上やキャリアアップに向けた支援

上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

●両立支援・多様な働き方の推進

有給休暇が取得しやすい環境の整備

●生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減